

所得基準額表〔さくら市給付型奨学金奨学生用〕

◎出願資格に、「本人の属する世帯の前年度の認定所得金額が収入基準額以下」とありますが、この収入基準額とは、栃木県育英会に概ね準じており、下記表 1 の収入基準額以下であることが条件となります。

※「認定所得金額」とは？

父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額（給与所得の場合は「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額）から表 2 の特別控除額を差し引いた金額のことである。

表 1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額（円）
1 人	2, 860, 000
2 人	4, 550, 000
3 人	5, 270, 000
4 人	5, 720, 000
5 人	6, 170, 000
6 人	6, 500, 000
7 人	6, 770, 000
7 人を超える場合	人員が 1 人増すごとに 270, 000 円を、世帯人員 7 人の収入基準額（6, 770, 000 円）に加算

表 2 特別控除額表

控 除 の 事 由	特 別 控 除 額				
①母子・父子世帯の場合	9 9 万円				
②就学者のいる世帯の場合 (児童・生徒・学生 1 人につき)	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		3 1 万円		
	中 学 校		4 6 万円		
	高 等 学 校		国・公立	3 9 万円	6 9 万円
			私 立	8 8 万円	1 1 8 万円
	高等 専門 学校	国・公立	1～3 年次	3 9 万円	6 9 万円
			4・5 年次	4 3 万円	7 2 万円
		私 立	1～3 年次	8 8 万円	1 1 8 万円
			4・5 年次	8 7 万円	1 1 6 万円
	大 学		国・公立	7 4 万円	1 2 1 万円
私 立			1 3 3 万円	1 8 0 万円	

	専修 学校	高等 課程	国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
		専門 課程	国・公立	36万円	81万円
			私 立	102万円	147万円
③障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき99万円				
④長期療養者のいる世帯の場合	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額				
⑤主たる家計支持者が別居して いる世帯の場合	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を 限度とする。				
⑥火災・風水害・盗難等の被害を 受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るた めの基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、 将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年 間金額				
⑦本人を対象とする控除	74万円				

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 出願者本人分の控除については⑦を適用し、②には含めません。

3 就学者控除の特例

子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できます。

（例）子ども3人の場合 → $[(3人 - 2人) \times 124万円] = 124万円$ の控除

◎給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については所得税法上の算定式（B）を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① ≥ ②	（A）の表を適用
家計支持者②		（B）の表を適用

給与所得計算式（A）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
2 6 7 万円以下	0 円
2 6 8 万円以上 4 0 0 万円以下	収入金額×0. 8－2 1 4 万円
4 0 1 万円以上 7 8 1 万円以下	収入金額×0. 7－1 7 4 万円
7 8 2 万円以上	収入金額－4 0 8 万円

給与所得計算式（B）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
6 5 万円以下	0 円
6 6 万円以上 1 6 3 万円以下	収入金額－6 5 万円
1 6 4 万円以上 1 8 0 万円以下	収入金額×0. 6
1 8 1 万円以上 3 6 0 万円以下	収入金額×0. 7－1 8 万円
3 6 1 万円以上 6 6 0 万円以下	収入金額×0. 8－5 4 万円
6 6 1 万円以上 1, 0 0 0 万円以下	収入金額×0. 9－1 2 0 万円
1, 0 0 1 万円以上 1, 5 0 0 万円以下	収入金額×0. 9 5－1 7 0 万円
1, 5 0 1 万円以上	収入金額－2 4 5 万円

◎認定所得金額の計算式

・給与所得の場合

認定所得金額＝「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額

－表 2 の控除額

（収入金額及び所得額は、1 万円未満を切捨てて計算します。）

・給与所得以外の場合

認定所得金額＝ 収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額

－表 2 の控除額